

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

平成21年5月13日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護申請却下決定に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が審査請求人に対し、平成21年5月1日に決定した生活保護申請却下決定に係る処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第1項に基づき、平成21年5月11日付で審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護申請却下の決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人は、これを不服として、平成21年5月13日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、保護申請却下決定通知書によると、「生活を維持する努力が見られないため」となっている。

これに対して請求人は、裁判等置かれている現状や精神的病を患っていることを加味してもらっていない、と主張している。

本件審査請求については、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分の取消及び保護の開始決定を求めるものと解する。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

当庁の調査によると、以下のとおりと認められる。

- (1) 平成21年4月3日 請求人は生活保護を申請する。
- (2) 同年5月1日 請求人に対して、生活保護申請を却下する決定を行う。
- (3) 同年5月15日 処分庁を経由し、当庁にて審査請求書を受理。
- (4) 同年5月19日 当庁から処分庁へ弁明書の提出を求める。
- (5) 同年5月25日 処分庁からの弁明書を当庁で受理。
内容は、生活状況の改善、支出を減らす努力が見られないことで却下を決定したとしている。
- (6) 同年5月28日 弁明書の副本を請求人へ送付。反論書の提出を求める。

2 判断

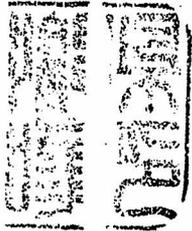
(1) 法令等

ア 法第1条では、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と、この法律の目的を定めている。

イ 法第2条では、「すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。」と、無差別平等について定めている。

ウ 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、保護の補足性について定めている。

エ 法第27条第1項では、「保護の実施期間は、被保護者に対して、生活



の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と、被保護者に対する指導及び指示について定めている。

オ 「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知）」第11-1-(2)では、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。」と保護申請時における助言指導を定めている。

(2) 本件処分について

本件処分については、生活を維持する努力を行う旨の助言指導に従わないことを理由として、保護申請を却下できるかが争点である。

処分庁は、保護申請時において法第60条に定める被保護者の生活上の義務を遵守するよう行った助言指導に請求人が従わないことを理由として本件処分を行っているが、法第60条に定める被保護者の生活上の義務については、法第62条により、法第27条による指導指示に従う義務や、それに違反した場合の保護の変更、停廃止することができる旨を規定するが、いずれも被保護者に対して行うものであり、要保護者について規定したものではない。

また、すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、保護を無差別平等に受けることができる（法令等イ）とし、法第4条（法令等ウ）に定める要件を満たす限り保護を受けると規定している。また要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること（法令等オ）としているが、あくまで保護の要件が欠けることを理由に申請を却下できる旨を規定しているものであって、助言指導に従わないことを理由に申請を却下することはできない。

処分庁は請求人に対し、住宅扶助基準額を上回る現居住地からの転居及び生活費を節約する努力を行うよう助言指導し、請求人が助言指導に従わないことから「生活を維持する努力が見られないため」との理由で本件処分に至っているが、本件処分の理由で保護申請を却下することはできないことは前述のとおりであり、本件処分には瑕疵がある。



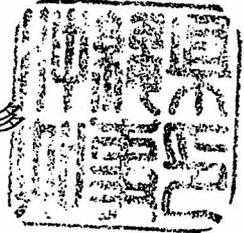
3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成21年7月22日

沖縄県知事

仲井眞 弘多



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

